

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- 規則
- 福島県事務委任規則の一部を改正する規則 五三
- 福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 五三
- 告示
- 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 五五
- 一般競争入札の方法により自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約を締結しようとする場合における当該入札に参加するものに必要な資格等を定める件の一部を改正する件 五五
- 競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 五五
- 競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 五五
- 競争入札の方法により林産物の売払いの契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 五五
- 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 五五
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 五五
- 肥料の登録の有効期間を更新した件二件 五五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 五五
- 落札者を決定した件 五五

五三 五三 五五 五五 五五 五五 五五 五五 五五 五五 五五 五五

○ 福島県公安委員会  
福島県道路交通規則の一部を改正する規則 五〇

○ 福島県選挙管理委員会  
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件 五〇

## 規則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十六年十一月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

### 福島県規則第八十号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第四十九号までを一号ずつ繰り上げる。

### 附則

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

（行政経営課）

### 福島県規則第八十一号

福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

福島県クリーニング業法施行細則（昭和四十四年福島県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

八 省令第十条第一項の規定による登録の抹消の申請 クリーニング登録抹消申請書（第十号様式）

第四号様式中

「 クラーニ ンク師 その他の 従事者 （クラーニ ンク師に 限り、 を クラーニ ンク師 に、 開設予定 年月日
--------------------------------------------------------------------------------------------------

免許証番号、住所及び本籍を記入すること。

年 月 日

を

従事者数	
開設予定日	年

に改める。

月 日

「 クリーニング師 その他の従事者

「 クリーニング師に限り、免許証登録番号、住所及び本籍を記入すること。」

を

「 クリーニング師

を

営業開始 予定年月日
---------------

「 従事者数

第四号様式の二中

年 月 日

を

営業開始 予定年月日
---------------

に改める。

年 月 日

第十号様式を次のように改める。

## 第10号様式（第6条関係）

年 月 日

福島県知事

申請者 住所  
氏名

クリーニング師登録抹消申請書  
免許証を返納しますので、クリーニング師の登録を抹消してください。

備考 本書には、返納する免許証を添付すること。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県クリーニング業法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている届出書は、改正後の福島県クリーニング業法施行細則の規定に基づいて提出された届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

## 告 示

## 福島県告示第六百九十四号

競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月二十八日から施行する。

平成二十六年十一月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第一の第一号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、第一の第六号中「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に改める。

第六の第二号(三)中「第一号の(三)」を「第一号の(四)」に改め、第六の第三号(三)中「第一号の(三)」を「第一号の(四)」に改める。

（入札監理課）

## 福島県告示第六百九十五号

一般競争入札の方法により自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約を締結しようとする場合における当該入札に参加するものに必要な資格等を定める件（平成二十六年福島県告示第五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月二十八日から施行する。

平成二十六年十一月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第一の第一号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。  
（財産管理課）

## 福島県告示第六百九十六号

競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成十五年福島県告示第七百八十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月二十八日から施行する。



833	混合有機質肥料	新940	9.0	4.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	片倉チツカリン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成29年11月19日
-----	---------	------	-----	-----	---	--------------------------------------	-------------	--------------------	-------------

(農業総合センター)

公告第三百三十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十六年十一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号(福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			アルカリ分	45.0				
820	副産石炭肥料	卵殻エース粒状		45.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	富士見工業株式会社	静岡県静岡市駿河区富士見台一丁目19番47号	平成32年11月17日

公告第三百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十六年十一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
阿武隈川上流土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 菊池 光男

同 須藤 一三

同 尾股 清衛

同 鈴木 俊夫

同 堀越 勇作

同 室 清正

同 大竹 敏男

同 竹井 重忠

同 佐川 勝利

同 緑川 昭信

同 北住 一也

同 小松 英夫

同 橋本 昭司

同 吉田 武夫

同 近藤 忠一

同 丹内 賢夫

同 小室 武壽

同 佐川 正弘

同 郷 勝重

同 常松 幸保

同 富山 宗一

同 尾股 憲一

同 二瓶 正志

就任した役員

役別 氏名

理事 眞船 一生

同 須藤 好道

同 田辺 義一

住所

西白河郡西郷村大字熊倉字折口原二六一番地

同 郡 村大字熊倉字森前一四番地

同 郡 村大字長坂字赤淵三八番地

白河市旭町二丁目二四番地

同 市本沼一番地

同 市久田野前田九三番地五

同 市田島森ノ台一〇番地

同 市双石滝ノ尻二三番地

西白河郡泉崎村大字関和久字富内一〇〇番地

同 郡 村大字関和久字上町六四番地

同 郡 村大字北平山字堂ノ下一〇番地

白河市東蕪内字狐久保一五番地一

同 市東蕪内字水神平三九番地

西白河郡中島村大字滑津字八幡前一五九番地

同 郡 村大字川原田字上町四七番地

同 郡 村大字二子塚字後山三四番地

同 郡 村大字滑津字代畑三六番地

石川郡石川町大字赤羽字森屋段六六番地

同 郡 町大字新屋敷字塩塚四番地の一

西白河郡西郷村大字眞船字折口下七五番地三

白河市大鹿島前三三番地二

同 市田島七番地

西白河郡中島村大字滑津字元村一二六番地

住所

西白河郡西郷村大字眞船字堂万五二番地

同 郡 村大字熊倉字沼田八〇番地

同 郡 村大字長坂字長坂三二番地

同 郡

同 富山 宗一 白河市大鹿島前三番地二  
 同 佐藤 隆光 同 市久田野六三番地  
 同 鈴木 實 同 市沼下河原五五番地  
 同 尾股 憲一 同 市田島七番地  
 同 深谷 義典 同 市双石新田一八番地  
 同 佐川 勝利 同 西白河郡泉崎村大字関和久字富内一〇〇番地  
 同 木野内 重信 同 郡同 村大字関和久字明地一五番地  
 同 磯貝 吉則 同 郡同 村大字北平山字新田三三番地  
 同 穂積 勝 同 白河市東深仁井田字陣ヶ平一番地  
 同 藤田 恒榮 同 市東蕪内字新屋敷九番地  
 同 大澤 洋次郎 同 西白河郡中島村大字川原田字中屋敷八番地  
 同 丹内 賢夫 同 郡同 村大字二子塚字後山三四番地  
 同 向井 浩一 同 郡同 村大字滑津字岡ノ内五一番地二  
 同 藤田 利春 同 郡同 村大字滑津字白ツ子三六番地  
 同 佐川 正弘 同 石川郡石川町大字赤羽字森屋段六六番地  
 同 郷 勝重 同 郡同 町大字新屋敷字塩塚四番地の一  
 同 常松 幸保 同 西白河郡西郷村大字真船字折口下七五番地三  
 同 佐藤 安男 同 白河市久田野北裏三番地一  
 同 齋藤 孝郎 同 白河市田島入方一八番地  
 同 小松 平二 同 西白河郡中島村大字滑津字元村一六三番地

(農村計画課)

公告第三百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
 平成二十六年十一月二十八日

土地改良区の名称  
 安達疏水土地改良区

福島県知事 内 堀 雅 雄

退任した役員  
 役別 氏名  
 理事 國分 政司 住所 本宮市糠沢字堀ノ内二一〇番地  
 同 國分 民雄 同 市糠沢字南箕内一五番地  
 同 保住 彌藏 二本松市大町一七五番地  
 同 渡邊 和彦 本宮市和田字大谷戸三一一番地  
 同 三瓶 芳一 同 市和田字西大夏張一五三番地一  
 同 國分 忠工 同 市白岩字柳内六九三番地の六  
 同 大内 晃 同 市長屋字一斗内二七番地  
 同 渡邊 重勝 同 市白岩字根岸三七九番地の五

(農村計画課)

同 鈴木 正弘 二本松市錦町一丁目三七三番地  
 同 石川 義弘 本宮市白岩字塩ノ崎七五六番地  
 同 渡邊 千里 同 市稲沢字越田二五番地  
 同 古宮 忠重 同 市糠沢字作三三番地  
 同 佐藤 徳男 二本松市堀越一二五番地  
 同 國分 八重子 本宮市糠沢字小田部一四六番地  
 同 猪平 金美 同 市和田字茂内一八〇番地  
 同 渡辺 正勝 同 市稲沢字田島一一二番地一  
 同 菅野 好和 二本松市平石町三八二番地一  
 同 三瓶 勝敏 本宮市和田字返シ内七八番地  
 同 渡邊 峻一 同 市稲沢字団子森六〇番地  
 就任した役員  
 役別 氏名  
 理事 三瓶 芳一 住所 本宮市和田字西大夏張一五三番地一  
 同 國分 忠工 同 市白岩字柳内六九三番地の六  
 同 鈴木 正弘 二本松市錦町一丁目三七三番地  
 同 國分 新司 本宮市糠沢字堀ノ内一四〇番地  
 同 渡辺 喜一 同 市和田字竹ノ内四一番地  
 同 渡邊 千里 同 市稲沢字越田二五番地  
 同 渡邊 重勝 同 市白岩字根岸三七九番地の五  
 同 佐藤 徳男 二本松市堀越一二五番地  
 同 渡邊 傳一 本宮市長屋字鉄柄壇六〇番地  
 同 鈴木 廣 同 市糠沢字呑田一一八番地  
 同 國分 八重子 同 市糠沢字小田部一四六番地  
 同 菅野 佐太夫 二本松市南町二八一番地  
 同 安藤 美治 本宮市糠沢字八幡九七番地  
 同 國分 佐知夫 同 市白岩字埋内三六五番地

**公告第336号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年11月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
小型除雪車Ⅲ（1.0m級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年11月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
- 5 落札金額  
7,668,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年9月26日

（入札用度課）

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年11月28日

福島県公安委員会委員長 長谷川 百合子

福島県公安委員会規則第4号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。  
別表第3 高速自動車国道常磐自動車道の項中「南相馬市原町区信田沢字上信田69番から相馬郡新地町大字福田地内（宮城県境）まで」を「双葉郡浪江町大字室原字朴迫13番の2から相馬郡新地町大字福田地内（宮城県境）まで」に改める。

附 則

この規則は、平成26年12月6日から施行する。

（交通規制課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十号

平成二十六年十二月十四日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十六年十一月二十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十六年十二月一日（年齢については、平成二十六年十二月十四日）
- 二 登録を行う日 平成二十六年十二月一日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十六年十二月二日午前八時三十分から午後五時まで